

最高裁秘書第3820号

令和3年12月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

11月5日付け（同月8日受付、第030685号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「【重要】 【緊急】 【重要】 【KEITAS】 刑事裁判事務支援システムにログインできない事象による11月5日の利用について（11月4日19:30時点）」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 「【重要】 【緊急】 【重要】 【KEITAS】 刑事裁判事務支援システムの利用再開について」と題する文書（片面で1枚）
- (3) 件名を「（事務連絡） 【KEITAS】 刑事裁判事務支援システムにログインできない事象の発生について」とするメール（片面で1枚）
- (4) 件名を「【事務連絡】 【KEITAS】 刑事裁判事務支援システムにログインできない事象による11月5日の利用について」とするメール（片面で1枚）
- (5) 件名を「【事務連絡】 【KEITAS】 刑事裁判事務支援システムの利用再開について」とするメール（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)及び(2)の各文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティ

の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

(2) 1の(3)及び(4)の各文書には、個人識別情報（電話番号等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

(3) 1の(5)の文書には、個人識別情報（内線番号等）、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号等）及び公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

### 3 開示の実施方法

写しの送付

## 【最高裁各局課等からのお知らせ】

記事ID K1-103280-20211104

**【重要】 【緊急】 【重要】 【K E I T A S】 刑事裁判事務支援システムに  
ログインできない事象による 11月5日の利用について（11月4日19:30時点）**

発信部署名 :	情報政策課情報システム第四係
発信者 :	高塩瑞穂
掲示期間 :	2021-11-04 ~ 2021-11-05

**本文**

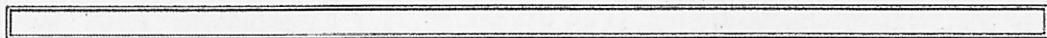
全国の裁判所において、刑事裁判事務支援システム（K E I T A S）にログインできない事象が生じている関係では、大変御迷惑をお掛けしております。

現在、保守業者において復旧作業及び原因調査を鋭意行っていますが、現時点で原因の特定には至っておりません。

このため、明日（11月5日（金））の午前中も、引き続きK E I T A Sを御利用いただくことができない見込みです。

午後以降の利用については、現在から明日午前までの状況を踏まえ、改めて御連絡いたします。

御不便、御迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

**添付**

【重要】 【緊急】 【重要】 【K E I T A S】 刑事裁判事務支援システムの利用再開について

発信部署名 :	情報政策課情報システム第四係
発信者 :	高塩瑞穂
掲示期間 :	2021-11-04 ~

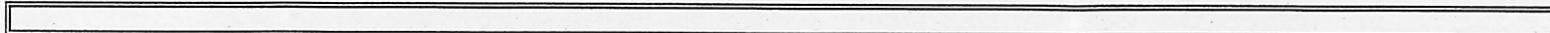
## 本文

本日午後より、K E I T A Sの利用を再開します。利用再開に当たり、今回の障害の原因等について御説明します。

K E I T A Sの運用においては、[REDACTED]作業をしていますが、ログを分析したところ、本年6月以降、この作業を行う際、[REDACTED]ことが判明しました。そのため、11月4日の午前8時32分の時点で[REDACTED]したことにより、[REDACTED]されてしまったものです。原因が判明したことを見て、再起動により障害の原因を解消し、[REDACTED]を講じましたので、現在は正常に利用できる状態となっております。今後も安心してK E I T A Sを御利用いただけるよう、適切な運用保守に努めてまいります。

この度は、御不便、御迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。

## 添付



## 高塙瑞穂（最高裁情政シス四）

差出人: 塚越祥光（最高裁情政シス4）  
送信日時: 2021年11月4日木曜日 9:37  
宛先:  
CC: (0004-参事官) 早川太;  
(0086-シス四) メーリングリスト  
件名: (事務連絡)【K E I T A S】刑事裁判事務支援システムにログインできない事象の  
発生について

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿（東京、大阪）

地方裁判所事務局総務課長 殿（東京、大阪を除く。）

（Cc:地方裁判所刑事訟廷管理官 殿）

最高裁判所事務総局情報政策課専門官 石川義人

現在、全国の地方裁判所において、刑事裁判事務支援システム（K E I T A S）  
にログインできないなど正常に利用できない事象が生じています。

原因については現在調査中ですが、上記事象が解消され次第、改めて連絡します。

J・NETポータルにも記事を掲載しておりますが、本メールの内容を、関係部署  
及び管内支部に周知していただきますようお願いします。

御迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いします。

（送信事務取扱者）

\*\*\*\*\*

最高裁判所事務総局情報政策課  
情報システム第四係 塚越 祥光  
\*\*\*\*\*

## 高塙瑞穂（最高裁情政シス四）

差出人: 石川 義人（最高裁情政）  
送信日時: 2021年11月4日木曜日 20:52  
宛先:  
C C: ' (0004-参事官) 早川太';  
' (0086-シス四) メーリングリスト'  
件名: 【事務連絡】【K E I T A S】刑事裁判事務支援システムにログインできない事象による11月5日の利用について

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿（東京、大阪）  
地方裁判所事務局総務課長 殿（東京、大阪を除く。）  
(Cc:地方裁判所刑事訟廷管理官 殿)

最高裁判所事務総局情報政策課専門官 石川 義人

全国の裁判所において、刑事裁判事務支援システム（K E I T A S）にログインできない事象が生じている関係では、大変御迷惑をお掛けしております。

現在、保守業者において復旧作業及び原因調査を鋭意行っていますが、現時点での原因の特定には至っておりません。

このため、明日（11月5日（金））の午前中も、引き続きK E I T A Sを御利用いただくことができない見込みです。

午後以降の利用については、現在から明日午前までの状況を踏まえ、改めて御連絡いたします。

お手数ですが、本メールの内容を、関係部署及び管内支部に周知していただきますようお願いいたします。

御不便、御迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

--  
最高裁判所事務総局情報政策課  
専門官 石川 義人（システム4係担当）

#

## 高塙瑞穂（最高裁情政シス四）

差出人: 高塙瑞穂（最高裁情政四）  
送信日時: 2021年11月5日金曜日 12:38  
宛先: [REDACTED]  
C C: [REDACTED] (0004-参事官) 早川太';  
[REDACTED] (0086-シス四) メーリングリスト'  
件名: 【事務連絡】【K E I T A S】刑事裁判事務支援システムの利用再開について

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿（東京、大阪）

地方裁判所事務局総務課長 殿（東京、大阪を除く。）

(Cc:地方裁判所刑事訟廷管理官 殿)

# 最高裁判所事務総局情報政策課専門官 石川 義人

本日午後より、K E I T A Sの利用を再開します。利用再開に当たり、今回の障害の原因等について御説明します。

KEITASの運用においては、

作業をしていますが、ログを分析したところ、

本年 6 月以降、この作業を行う際、

ことが判明しました。そのため、11月4日の午前8時32分の時点で

したことにより、

されてしまったものです。原因が判明したことを見て、再起

動により障害の原因を解消し、|を講じまし

たので、現在は正常に利用できる状態となっております。今後も安心してKELT

A S をご利用いただけるよう、適切な運用保守に努めてまいります。

この度は、御不便、御迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。

なお、本メールの内容を、関係部署及び管内支部に周知していただきますようお願いいたします。

(送信事務取扱者)

最高裁判所事務総局情報政策課  
情報システム第四係 高 塩 瑞 穂